

新潟市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付けることにより、資格の取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付について」（平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知）の別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」（平成28年3月7日付雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、市長が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財産法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「市長が適当と認める団体」という。）が行う事業を対象とする。

(交付基準)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更又は事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。ただし、第9条に定める軽微な変更は除く。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。なお、事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等を市長に報告するとともに、事業を廃止する時期までの補助金の額の合計額を限度として市長が定める額を市に返還しなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項（風俗営業）及び第 5 項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者

コ 事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者

（10）前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（交付申請書の提出期日等）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第 1 号により、補助金交付申請及び添付書類を別途指示する日までに市長に提出しなければならない。ただし、補助の額の変更の場合は、別記様式第 2 号による変更交付申請書を別途指示する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び変更交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに別記様式第 3 号により、変更交付決定の場合は、別記様式第 4 号により、申請者に通知するものとする。

（交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱）

第 7 条 市長は、第 5 条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

（変更の承認申請）

第 8 条 第 4 条の（1）の規定により市長の承認を受けようとする場合には、別記様式第 5 号による申請書を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第9条 第4条の（１）に規定する軽微な変更は、交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、次に掲げる変更とする。

（１）補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更

（２）補助金交付の目的及び条件に違反しない事業計画変更

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第10条 第4条の（２）の規定により市長の承認を受けようとする場合には、別記様式第6号による申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の60日前までに市長に提出しなければならない。

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第11条 第4条の（３）の規定により市長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 規則第9条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、別途指示する日までに市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書により交付申請をした場合は、前項の実績報告を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第14条 市長は前条の規定により、実績報告書を受けた場合はこれを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を別記様式第8号により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第15条 補助金の交付は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記様式第9号による概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 第4条の(7)の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第10号により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(検査の実施)

第17条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合
- (5) その他この要綱の規程に違反した場合

- 2 前項の規定は交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第11号による補助金交付決定取消通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第12号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表

基準額	対象経費	補助率
1 入学準備金 1 人当たり 上限 500,000 円	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 を実施するために必要 な貸付金、報酬、給料、 職員手当等、賃金、共 済費、旅費、需用費（消 耗品費、燃料費、会議 費、印刷製本費、光熱 水費及び修繕料）、役務 費（通信運搬費、広告 料、手数料）、委託料、 使用料及び賃借料並び に備品購入費等	定額
2 就職準備金 1 人当たり 上限 200,000 円		
3 事務費 7,200,000 円 ※新潟県から同事業に係る補助金の交付を受け る場合は、当該事務費の額を上限として按分 した額とする。		

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
氏名
代表者 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付申請書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容 事業計画書のとおり
- 3 申請額

（注）所要額調書、事業計画書、歳入歳出予算（見込）書抄本その他の添付書類は別に定める。

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
氏名
代表者 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

別記様式第3号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

所在地

氏名

代表者 様

新潟市長 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金については次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額（不交付の理由）

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

所在地
氏名
代表者 様
新潟市長 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定したひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金については次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額
- 4 変更の内容

変更前	変更後

- 5 変更の理由

別記様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
氏名
代表者 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に係る
事業内容等の変更承認について（申請）

年 月 日付け新 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記のとおり事業内容等を変更したいので、新潟市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 変更事項

2 変更の理由

3 添付書類

（必要に応じて交付申請書の事業計画書及び歳入歳出決算書（又は見込書）抄本を添付すること。）

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

氏名

代表者

印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に係る
事業中止（又は廃止）承認について（申請）

年 月 日付け新 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記のとおり中止（又は廃止）したいので、新潟市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 中止（又は廃止）の理由

2 中止（又は廃止）年月日

3 添付書類

（現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等を添付すること。）

別記様式第7号（第13条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
氏名
代表者 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に係る事業実績報告について

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 補助事業完了日 平成 年 月 日

（注）精算書，歳入歳出決算（見込）書抄本その他の添付書類は，その都度別に定める。

別記様式第 8 号（第 1 4 条関係）

第 号
平成 年 月 日

所在地

氏名

代表者 様

新潟市長 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金については次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額

記様式第 9 号（第 1 5 条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
氏名
代表者 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金について、次のとおり概算払を請求します。

記

1 請求額 円

交付決定額（A）	円
既概算払額（B）	円
今回請求額（C）	円
差引残額（A）－（B）－（C）	円

別記様式第 10 号（第 16 条関係）

第 号
平成 年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
氏名
代表者 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に係る消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあったひとり親家庭高等職業訓練促
進資金貸付事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（市長が補助金の額の確定通知書により通知した額）
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8 % 又は 10 % 相当額が消費税及び
地方消費税にかかる仕入控除による減額等の対象額ではない。

別記様式第 11 号（第 18 条関係）

第 号
平成 年 月 日

所在地

氏名

代表者 様

新潟市長 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定したひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金については次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

別記様式第 1 2 号（第 1 9 条関係）

第 号
平成 年 月 日

所在地

氏名

代表者 様

新潟市長 印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金返還命令書

年 月 日付け新 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金については次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由